

令和2年度

城南公民館運営推進委員会委嘱式及び第1回委員会

日時：令和2年8月7日（金）午前10時～
場所：城南公民館 第一會議室

次 第

1 開 会

2 新委員会委嘱式

（1）委嘱状交付

3 第1回運営推進委員会

（1）自己紹介

（2）委員長・副委員長あいさつ

（3）協 議

①令和2年度城南公民館経営の基本的事項について

②令和2年度城南公民館事業計画について

③意見交換

4 閉 会

令和2年度 城南公民館運営推進委員

(敬称略)

役 職	氏 名	選 出 团 体 等
委員長	高坂 利郎	城南地区自治会連合会長
副委員長	島田 兼之	城南地区生涯学習奨励員連絡協議会顧問
委 員	涌沢 雅子	前橋市立荒砥中学校長
委 員	井野 智允	城南地区社会福祉協議会長
委 員	茂木 瑞穂	城南地区青少年健全育成会長
委 員	萩原 和枝	城南地区保健推進員会長
委 員	萩原 義衛	城南公民館学習グループ連絡協議会員
委 員	前原 正男	城南地区老人クラブ連合会顧問
委 員	榛澤 美栄子	城南地区民生委員・主任児童委員
委 員	蟻川 紀子	城南地区子ども会育成団体連絡協議会書記

令和2年度 経営の基本的事項

1 経営のねらい

地域住民の学習要求の多様化、高度化に的確に対応するため、主催事業等に関する情報収集やその分析を行い、事業の質的向上を年次的、継続的に図りながら地域活動の活性化につとめ、豊かで生きがいのある地域づくりをめざす。

また、コロナ渦の中で実施可能な事業や新たな事業の模索を行っていく。

2 本年度の重点施策

- (1) 地域の関係機関・団体等との良好な連携の強化に努め、地域に根を張った公民館活動を進める。
- (2) 城南地区でも少子高齢化や核家族化が進んでいることから、小さな子を持つ親や高齢者を対象に学ぶ機会（講座）を提供することで、地域のつながりや活性化を促進させたい。
- (3) 小さな子どもを持つ親にとって、子育てはさまざまな課題や不安を抱えているため、子育て、親子支援講座を開設し、親同士の交流を通して不安の解消を図り安心して子育てができるようにしていき、託児ボランティアを養成する講座を開設し地域ぐるみで子育て支援の充実を図る。
- (4) 移動手段を持たず、城南公民館への来館が困難な方も増えていることから、高齢者への対応として管内を4つに分け、交流、地域ふれあい講座を開催する。誰もが参加しやすく学べる機会を提供することにより、住民同士が交流できる場としていきたい。
- (5) 東京オリンピック事前キャンプで本市を訪れる選手との交流を推進し、日本文化に触れるきっかけとしたい。
- (6) 地区公民館職員の責務として、地域住民の良き相談相手となり、また、学習要望に応えられるよう、日々研鑽に勤しみ、資質向上を図り事業の企画力や実践力を高める。

3 重点施策実施上の留意点

- (1) 公民館運営推進委員会をはじめ、地区内の各種団体や機関との連携を密にし、住民の学習要求が反映される学習計画づくりを心掛ける。
- (2) 学んだことが地域の中で活用できる機会をつくる。
- (3) 一般行政の専門機能や専門職員の活用を促進する。
- (4) 中学生や一般成人の公民館事業や地域行事への参加を促進する。
- (5) 自主学習グループ、各種団体の育成や援助のあり方について、引き続き研究・検討をしていく。

令和2年度 城南公民館事業計画

【】内は市予算額

事業名等	対象	期日等	内容等
1 青少年体験・チャレンジ活動 担当 田中 【103,000円】	小中学生とその保護者		子どもたちが学年や学校をこえた仲間づくりを進めながら、自らが創り出す喜びや大切さを体験してもらう。また、体験学習や地域の大人とふれあうことで心の豊かさをはぐくむことを目的とする。
		7月5日(日)	音楽と朗読「メリー・ポピンズ」・ワークショップ
		11月頃	音楽と朗読「未定」・ワークショップ
		12月末	書初め教室
		未定	子どものための茶道教室4
		未定	スポーツチャンバラでバトル
		未定	おやこ食育料理教室
2 地域ふれあい講座 「学び合い、人権、地域ふれ合い」事業 担当 竹前 【153,000円】	主に高齢者 一般成人	10月中旬 ～11月下旬 2回×4会場 (全8回)	お年寄りや成人の人たちが生き生きと健康で充実した日々を過ごすための一助とし、学習の場を設け、住民同士の交流を図り、ふれあいのある地域づくりを目指す。会場を4箇所とし、どこでも誰もが、学習できる機会をつくる。 内容予定：出前講座・手芸 会 場：泉沢町、荒子町、今井町、小屋原町 の各集会施設 ※ 城南地区老人クラブ連合会と連携
3 暮らしの学び合い講座 「学び合い、人権、地域ふれ合い」事業 担当 竹前	一般成人		地域の学習要求に基づいた必要課題・生活課題等の学習を実施することにより、地域の教育力の充実・活性化を図る。
		9月25日	健康講座(突然！家族が嘔吐したら) ※善衆会病院と連携して、地区住民の健康増進を図る
4 世代間交流講座 「学び合い、人権、地域ふれ合い」事業 担当 竹前	一般成人		「2月コース・すべてあつぱソコン講座」の開催 大学や他公民館と連携し学校設備を利用して、ハガキ等の宛名差込印刷、住所録のデータ作成、インターネットなどを学び、町広報紙の作成等、地域づくりにつながる学習の機会とする。
		未定	

令和2年度 城南公民館事業計画

【】内は市予算額

事業名等	対象	期日等	内容等
5 人権講座 「学び合い、人権、地域ふれ合い」事業	一般成人	未定 1月	人権について学ぶ 児童作成人権標語・作文等展示会(会場:城南公民館ロビー)
6 城南地区文化祭 担当 竹前 【120,000円】	地区住民及び公民館自主グループ	11月 7日(土) ～ 11月 8日(日)	中止 ※主催=地区文化祭実行委員会・城南公民館
7 生涯学習奨励員活動支援事業 担当 瀬下 【29, 000円】	生涯学習奨励員及び各自治会長等	11月9日予定 中止 中止	自治会長と合同で研修会を開催することにより、相互の理解・連携を深め、生涯学習事業を効果的に推進できるようとする。 講演会「城南地区に広がる地名と前橋の伝説説話」 前橋市生涯学習ブロック別実践研究会 野外観察研修(例年10月中旬)
8 子育て学級 「子育て、親子支援事業」 担当 田村 【89,000円】	幼児を持つ親と子	8月29日～ 9月26日 10月7日(水) ～ 10月28日(水) 1月～2月	楽しみながら親子のコミュニケーションを図り、また、同じ年代の子どもを持つ親同士が交流することで良い親子関係の形成及び育児ストレスの軽減を図ることを目的とする。 子育てシングルさんのスキルアップ講座(全5回) ベビープログラム(BP):永明公民館・桂萱公民館との共催 内容:初めて赤ちゃんを育てている母親のために、安全で安心できる雰囲気のなかで、自分の育児の喜びや困りごと、親としての迷いなどを話し合いながら、これから子育てに必要な知識を学ぶ、参加型のプログラムです。 生後2ヶ月～5ヶ月の第一子と母親を対象に開催 お母さんの健康教室他(仮)

令和2年度 城南公民館事業計画

【】内は市予算額

事業名等	対象	期日等	内 容 等
9 子育て支援講座 「子育て、親子支援事業」 担当 田村 【20,000円】	地区住民 子育て・親子支援事業の託児者	11月予定	子育てをするなかで必要とされる基本的な知識を学ぶ機会を提供し、地域で活躍できる人材を育成する。また、核家族化、少子化に伴い重要視される子育て支援ボランティアとして、経験の充実を図るために実施する。 内容:児童虐待から子どもと親を守る(仮)
10 情報提供事業事業 担当 田中 【141,000円】	毎戸配布	毎月 15日 臨時 7月、9月	公民館報の発行を通じて各種主催事業や地域の諸活動の情報を住民に提供する。前橋市HPにも掲載。 夏休み少年教室、文化祭
11 のびゆく子どものつどい・ふれあいの広場 担当 田中	地区住民	5月26日(日) 【中止】	子どもの健やかな成長を願い、子どもを地域で育てるという気運を醸成するとともに、ふれあいの広場で子どもやお年寄り、障害者とのふれあいを図る。 ※主催=地区実行委員会、市、市教委
12 自主学習グループ活動支援 担当 猪熊 【55,000円】	城南公民館 学習グループ 一般成人	4月～3月 7月28日～ 8月25日 秋頃 2月頃	自主学習グループ活動の育成発展と地域の文化向上を目的に、学習グループ連絡協議会を通じて、各種事業を推進する。 野外研修・芸能発表会・公民館作品展示・体験月間等 <現在活動休止中のため全日程未定> ※主催=城南公民館学習グループ連絡協議会 一枚の写真からはじめる自分史入門講座(全3回) 気ままにハンドメイド講座(全5回) 講座終了後には自主学習グループに発展することを目指す。 減免申請説明会開催時の利用団体研修会
13 前橋の子どもを明るく育てる活動 担当 石橋	地区住民	11月21日(土) 【未定】	青少年の健全育成に地域ぐるみで取り組むよう啓発を図る。 講演会等 ※ 主催=地区青少年健全育成会
14 城南地区市民運動 会 担当 石橋	地区住民	10月4日(日) 【中止】	地域住民の健康増進と連帶意識の高揚を図る。(総合運動公園) ※ 主催=地区体育振興会、市教委、市体協、市

〔合計:710,000円〕

公民館利用状況

公民館部屋利用状況

区分		25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
有料団体	件	386	314	330	438	366	282	321
	人	5,260	3,989	3,605	5,229	5,656	5,090	5,655
使用料収納額	円	249,820	204,170	224,580	296,970	249,730	199,930	192,500
免除団体 (市関係含む)	件	2,091	1,995	1,884	1,861	1,917	1,945	2,084
	人	32,240	31,259	28,072	28,776	28,460	29,048	35,950
免除額	円	1,569,060	1,573,340	1,465,000	1,480,980	1,565,260	1,579,030	1,685,720
主催事業	件	43	58	52	79	65	76	55
	人	7,927	8,164	7,443	8,020	8,256	7,122	7,535
合計	件	2,520	2,367	2,266	2,378	2,348	2,303	2,460
	人	45,427	43,412	39,120	42,025	42,372	41,260	49,140
陶芸釜	件	8	4	5	0	0	2	3
実費徴収	円	10,200	6,560	8,880	0	0	1,920	2,890

単価：～25年度 素焼き 750円 本焼き 1,800円

単価：26年度～元年9月末 素焼き 960円 本焼き 2,320円

単価：元年10月～ 素焼き 970円 本焼き 2,360円

年度末登録数

使用料区分	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
減額登録団体数 (1/2減免)	0	0	0	0	0	0	0
免除登録団体数	76	72	72	68	71	72	72
有料登録団体数	64	68	79	※ 40	36	38	40

※長期に使用していない団体について調査した結果の減

公民館等利用ガイドライン Ver. 4

みなさんの協力で、新型コロナを収束させ、日常を取り戻しましょう！

生涯学習課作成 R2.5.15

一部改訂 R2.6.29

一部改訂 R2.7.13

一部改訂 R2.8. 1

国が国民に求める「新しい生活様式」に適った利用を確保するため、以下のガイドラインを定める。

- 1 発熱又は体調が悪い場合は参加しない。
- 2 施設の入退館時に、石けんによる手洗いや手指の消毒を行う。
- 3 廊下やトイレなどの共用部分ではマスクを着用する。活動中は原則としてマスクを着用する。なお、熱中症に留意する。また、小児については柔軟に対応する。
- 4 定期的に窓を開けて換気を行う（準備、休憩、片づけの際）。
- 5 多人数での利用は控え（目安は定員の2分の1程度）、参加者が後日特定できるようにしておく。
- 6 大声での発声を伴う活動は、注意して行う。また、利用者同士の身体が触れる活動は、なるべく控える。
- 7 人との間隔は最低1m（できるだけ2m）空ける。近距離の対面した座席の配置はしない。同方向で前後左右の間隔を開けて配置する。
- 8 館内では、向かい合っての飲食はしない。
- 9 利用後は、ドアノブや机など手が触れた場所の消毒を行う。

このガイドラインは、状況の変化によって随時変更する場合がある。

関係法条例

参考

- 社会教育法
- 前橋市公民館条例
- 前橋市公民館運営審議会規則
- 前橋市公民館運営推進委員会規則

○社会教育法（昭和24・6・10法律第207号）抜粋

《改正平26年76号》

第5章 公民館

（目的）

第20条 公民館は、市町村その他一定区域内の住民のために、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もつて住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

（公民館の設置者）

第21条 公民館は、市町村が設置する。

2 前項の場合を除くほか、公民館は、公民館の設置を目的とする一般社団法人又は一般財団法人（以下この章において「法人」という。）でなければ設置することができない。

3 公民館の事業の運営上必要があるときは、公民館に分館を設けることができる。

（公民館の事業）

第22条 公民館は、第20条の目的達成のために、おおむね、左の事業を行う。但し、この法律及び他の法令によつて禁じられたものは、この限りでない。

1. 定期講座を開設すること。
2. 討論会、講習会、講演会、実習会、展示会等を開催すること。
3. 図書、記録、模型、資料等を備え、その利用を図ること。
4. 体育、レクリエーション等に関する集会を開催すること。
5. 各種の団体、機関等の連絡を図ること。
6. その施設を住民の集会その他の公共的利用に供すること。

（公民館の運営方針）

第23条 公民館は、次の行為を行つてはならない。

- もつぱら営利を目的として事業を行い、特定の営利事業に公民館の名称を利用させその他営利事業を援助すること。
- 特定の政党の利害に関する事業を行い、又は公私の選挙に関し、特定の候補者を支持すること。
- 市町村の設置する公民館は、特定の宗教を支持し、又は特定の教派、宗派若しくは教団を支援してはならない。
(公民館の基準)

第 23 条の2 文部科学大臣は、公民館の健全な発達を図るために、公民館の設置及び運営上必要な基準を定めるものとする。

- 文部科学大臣及び都道府県の教育委員会は、市町村の認証する公民館が前項の基準に従つて設置され及び運営されるように、当該市町村に対し、指導、助言その他の援助に努めるものとする。

(公民館の設置)

第 24 条 市町村が公民館を設置しようとするときは、条例で、公民館の設置及び管理に関する事項を定めなければならない。

第 25 条及び第 26 条 削除

(公民館の職員)

第 27 条 公民館に館長を置き、主事その他必要な職員を置くことができる。

- 館長は、公民館の行う各種の事業の企画実施その他必要な事務を行い、所属職員を監督する。
- 主事は、館長の命を受け、公民館の事業の実施にあたる。

第 28 条 市町村の設置する公民館の館長、主事その他必要な職員は、教育長の推薦により、当該市町村の教育委員会が任命する。

(公民館の職員の研修)

第 28 条の2 第9条の6の規定は、公民館の職員の研修について準用する。

(公民館運営審議会)

第 29 条 公民館に公民館運営審議会を置くことができる。

2 公民館運営審議会は、館長の諮問に応じ、公民館における各種の事業の企画実施につき調査審議するものとする。

第 30 条 市町村の設置する公民館にあつては、公民館運営審議会の委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から、市町村の教育委員会が委嘱する。

2 前項の公民館運営審議会の委員の委嘱の基準、定数、任期及び任期その他当該公民館運営審議会に關し必要な事項は、当該市町村の条例で定める。この場合において、委員の委嘱の基準については、文部科学省令で定める基準を参照するものとする。

第 31 条 法人の設置する公民館に公民館運営審議会を置く場合にあつては、その委員は、当該法人の役員をもつて充てるものとする。

(運営の状況に関する評価等)

第 32 条 公民館は、当該公民館の運営の状況について評価を行うとともに、その結果に基づき公民館の運営の改善を図るため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(運営の状況に関する情報の提供)

第 32 条の2 公民館は、当該公民館の事業に関する地域住民その他の関係者の理解を深めるとともに、これらの者との連携及び協力の推進に資するため、当該公民館の運営の状況に関する情報を積極的に提供するよう努めなければならない。

(基金)

第 33 条 (略)

(特別会計)

第34条 (略)

(公民館の補助)

第35条 (略)

第36条 削除

第37条 (略)

第38条 (略)

(法人の設置する公民館の指導)

第39条 (略)

(公民館の事業又は行為の停止)

第40条 公民館が第23条の規定に違反する行為を行つたときは、市町村の設置する公民館にあつては市町村の教育委員会、法人の設置する公民館にあつては都道府県の教育委員会は、その事業又は行為の停止を命ずることができる。

2 前項の規定による法人の設置する公民館の事業又は行為の停止命令に関し必要な事項は、都道府県の条例で定めることができる。

(罰則)

第41条 前条第1項の規定による公民館の事業又は行為の停止命令に違反する行為をした者は、1年以下の懲役若しくは禁錮又は3万円以下の罰金に処する。

○前橋市公民館条例

昭和30年3月28日
条例第24号

(設置)

第1条 社会教育法(昭和24年法律第207号。以下「法」という。)第21条の規定により前橋市に公民館を設置する。

(目的)

第2条 公民館は、市民のために実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もって市民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

(名称、位置及び対象区域)

第3条 公民館の名称、位置及び対象区域は、次のとおりとする。

名称	位置	対象区域
前橋市中央公民館	前橋市本町二丁目12番1号	全市域
前橋市上川淵公民館	前橋市後閑町35番地	前橋市支所及び出張所設置条例(昭和42年前橋市条例第23号。以下「設置条例」という。)別表に定める上川淵市民サービスセンターの所管区域
前橋市上川淵公民館上北分館	前橋市中内町7番地4	西善町 山王町 山王町一丁目 山王町二丁目 中内町 東善町
前橋市下川淵公民館	前橋市鶴光路町701番地	設置条例別表に定める下川淵市民サービスセンターの所管区域
前橋市芳賀公民館	前橋市鳥取町817番地	設置条例別表に定める芳賀市民サービスセンターの所管区域
前橋市桂萱公民館	前橋市上泉町141番地3	設置条例別表に定める桂萱市民サービスセンターの所管区域
前橋市東公民館	前橋市箱田町1642番地	設置条例別表に定める東市民サービスセンターの所管区域
前橋市元総社公民館	前橋市元総社町三丁目1番地1	設置条例別表に定める元総社市民サービスセンターの所管区域
前橋市総社公民館	前橋市総社町総社1583番地2	設置条例別表に定める総社市民サービスセンターの所管区域
前橋市総社公民館桜が丘集会所	前橋市総社町桜が丘1208番地9	総社町桜が丘
前橋市南橘公民館	前橋市日輪寺町158番地	設置条例別表に定める南橘市民サービスセンターの所管区域
前橋市清里公民館	前橋市青梨子町339番地	設置条例別表に定める清里市民サービスセンターの所管区域
前橋市永明公民館	前橋市小屋原町1857番地3	設置条例別表に定める永明市民サービスセンターの所管区域
前橋市城南公民館	前橋市二之宮町1320番地	設置条例別表に定める城南支所の所管区域
前橋市大胡公民館	前橋市堀越町1115番地	設置条例別表に定める大胡支所の所管区域
前橋市宮城公民館	前橋市鼻毛石町1711番地8	設置条例別表に定める宮城支所の所管区域
前橋市宮城公民館鼻毛石集会所	前橋市鼻毛石町647番地6	鼻毛石町
前橋市粕川公民館	前橋市粕川町西田面194番地4	設置条例別表に定める粕川支所の所管区域
前橋市粕川公民館込皆戸集会所	前橋市粕川町込皆戸129番地1	粕川町込皆戸
前橋市粕川公民館膳集会所	前橋市粕川町膳219番地2	粕川町膳
前橋市富士見公民館	前橋市富士見町田島866番地1	設置条例別表に定める富士見支所の所管区域

2 前橋市中央公民館は、全市域にわたる事業、公民館相互の連絡調整に関する事業その他の個々の公民館に行うことが不適当と認められる事業を行う。

(昭41条例34・昭42条例27・昭43条例27・昭45条例35・昭45条例65・昭46条例41・昭47条例26・昭48条例22・昭49条例54・昭50条例19・昭53条例7・昭56条例37・昭56条例55・昭57条例7・昭58条例20・昭58条例26・昭59条例6・昭61条例34・平元条例2・平2条例23・平12条例50・平16条例19・平18条例2・平18条例35・平19条例47・平20条例48・平23条例2・平23条例32・一部改正)

(管理)

第4条 公民館は、前橋市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が管理する。

(昭48条例22・平17条例44・一部改正)

(職員)

第5条 公民館に次の職員を置く。

- (1) 館長 1人
- (2) 主事 若干名
- (3) その他の職員 若干名

(昭58条例20・平8条例11・一部改正)

(職員の任免及び身分)

第6条 公民館職員の任免は、教育委員会が行う。

2 公民館職員の給与、服務その他必要な事項については、別に法律、命令等により特に規定された事項を除き、教育委員会事務局職員の例による。

(運営審議会及び運営推進委員会)

第7条 法第29条第1項の規定に基づき、前橋市公民館運営審議会(以下「審議会」という。)を前橋市中央公民館に置く。

2 その他の公民館に前橋市公民館運営推進委員会を置くことができる。

(平12条例5・一部改正)

(審議会の委員の定数)

第8条 審議会の委員の定数は、20人以内とする。

(平8条例11・平12条例5・平24条例17・一部改正)

(審議会の委員の委嘱)

第9条 審議会の委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 学校教育及び社会教育の関係者
- (2) 家庭教育の向上に資する活動を行う者
- (3) 学識経験のある者

(平24条例17・追加)

(審議会の委員の任期)

第10条 審議会の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 審議会の委員は、再任されることがある。

(昭44条例23・平8条例11・一部改正、平24条例17・旧第9条縁下・一部改正)

(経費)

第11条 公民館の維持運営に要する経費は、一般市費、補助金、寄附金その他の収入をもってこれに充てる。

(昭44条例23・旧第11条縁上、平24条例17・旧第10条縁下)

(規則への委任)

第12条 この条例の施行について必要な事項は、教育委員会が別にこれを定める。

(昭44条例23・旧第12条縁上、平8条例11・一部改正、平24条例17・旧第11条縁下)

附 則 《 略 》

○前橋市公民館運営審議会規則

昭和30年6月13日

教育委員会規則第27号

改正 昭和37年11月1日教委規則第7号

(目的)

第1条 前橋市公民館条例(昭和30年前橋市条例第24号)第7条に規定する前橋市公民館運営審議会(以下「審議会」という。)は館長の諮問に応じ、公民館における各種の事業の企画実施につき調査審議するものとし、本規則の定めるところにより運営する。

(役員)

第2条 審議会に次の役員を置く。

- (1) 委員長 1名
- (2) 副委員長 1名

2 役員の選出は、委員の互選による。

(役員の任務)

第3条 委員長は、会務を総理する。

2 副委員長は委員長を補佐し、委員長事故あるとき、これを代理する。

3 委員長、副委員長共に事故あるときは、委員の中で最年長者がこれを代行する。

(専門委員会)

第4条 審議会は、必要により専門委員会を設けることが出来る。

2 専門委員は、委員長がこれを委嘱する。

(会議)

第5条 会議は、中央公民館長の要請により委員長がこれを招集する。

2 会議は委員の半数以上の出席をもって成立し、議事は出席委員の過半数をもつて決する。

(委任)

第6条 この規則施行について必要な事項は、教育長にはかり中央公民館長がこれを定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和37年11月1日委員会規則第7号)

この規則は、公布の日から施行する。

○前橋市公民館運営推進委員会規則

昭和37年11月1日

教育委員会規則第8号

改正 昭和49年4月30日教委規則第7号

平成12年3月27日教委規則第13号

平成13年5月28日教委規則第3号

平成24年3月23日教委規則第6号

(目的)

第1条 この規則は、前橋市公民館条例(昭和30年前橋市条例第24号)第7条第2項により設置される前橋市公民館運営推進委員会(以下「推進委員会」という。)について定めることを目的とする。

(任務)

第2条 推進委員会は、公民館における各種事業の企画実施について調査審議し、公民館運営に協力するものとする。

(定数及び委嘱)

第3条 推進委員会の委員の定数は10人以内とし、前橋市公民館条例第9条各号に規定する者のうちから教育長に諮り、館長がこれを委嘱する。

(昭49教委規則7・平12教委規則13・平13教委規則3・平24教委規則6・一部改正)

(運営)

第4条 推進委員会の運営は、前橋市公民館運営審議会規則(昭和30年教育委員会規則第27号)の例によるものとする。

(委任)

第5条 この規則施行について、必要な事項は、教育長に諮り館長がこれを定める。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 前橋市公民館支館運営推進委員会規則(昭和30年教育委員会規則第28号)は、廃止する。

附 則(昭和49年4月30日教委規則第7号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成12年3月27日教委規則第13号)

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成13年5月28日教委規則第3号)

この規則は、平成13年7月1日から施行する。

附 則(平成24年3月23日教委規則第6号)

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

令和2年度

教育行政方針
(抜粋)

前橋市教育委員会

3 社会教育分野

社会教育については、生涯学習、図書館、文化財のそれぞれの分野において、以下のような目指す方向性をもって取組を進めます。

〈施策を進める上での目指す方向性（第2期前橋市教育振興基本計画より）〉

生涯学習（公民館・コミュニティセンター）

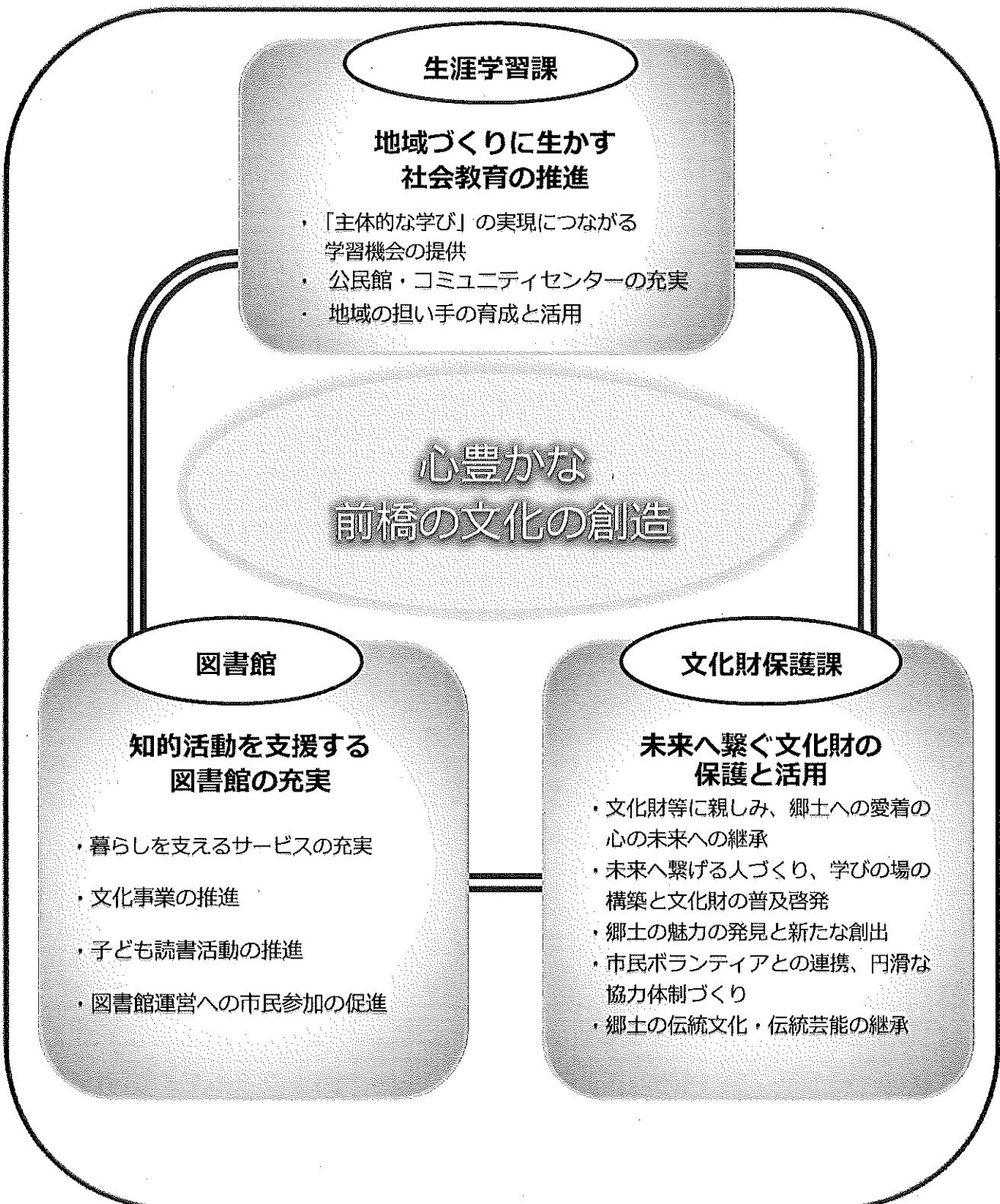
- 個を伸ばす：地域課題や市民ニーズに対応した多様で魅力ある「学びの場」の提供により、「主体的な学び」の実現を図ります。
- 認め合う：お互いの人権や個性を尊重しながら、支え合う心豊かなコミュニティを形成する仕組みを通して、家庭や地域の様々な人との関わりの中で社会性を高める支援をします。
- 創りだす：個の学びやその学習成果の活用を基に、地域の多様な主体が連携・協働し、交流することを通して、生涯活躍できる力を地域とともに育みます。
- 未来へ：ふるさとを愛し未来を拓く人材を地域で育み、それぞれの個性や特技を活かし融合させることにより、新たな価値を創りだす地域の担い手づくりを支援します。

図書館

- 個を伸ばす：個人の興味、関心を満たすための、あらゆる資料や情報の提供を積極的に進めることにより、市民一人一人の知的欲求に応えます。
- 認め合う：赤ちゃんからお年寄りまで、あらゆる市民が利用し交流できる環境を整えることにより、認め合い、学び合う活動の場を提供します。
- 創りだす：学びの成果を共有できる場を提供することで、ボランティアや地域の活動などに主体的に取り組む人材を育成します。
- 未来へ：郷土資料などの活用を促進し、郷土を愛する心を育むことにより、次世代につなげるための文化活動を推進します。

文化財

- 個を伸ばす：専門職員を確保し、市民に文化財に関する知識・能力を習得する場を提供することにより、市民の主体的な学びの実現を図ります。
日常的に文化財や、伝統文化に親しむことができる環境を整えることにより、興味や関心を持たせ、探究心、想像力を高め、個の伸長を図ります。
- 認め合う：文化遺産や伝統文化を地域の中で世代を超えて継承するための環境を整えることにより、文化財を通した人々のつながりを深めます。
- 創りだす：市民が習得した知識等を地域に還元する体制を整えることにより、ボランティアなどで活躍できる生きがいを高めます。
地域の文化財・伝統文化・行事・芸能などを継承していくことの意義を学ぶことにより、皆で支え合う環境づくりを図ります。
- 未来へ：地域に愛着を持てるような事業や新たな文化の創造などへの取組を進めることにより、地域を愛し未来を見つめる人づくりを進めます。



3 社会教育分野

(1) 生涯学習

施策の柱	施策の目標	事業概要
(1) 「主体的な学び」の実現につながる学習機会の提供 地域課題や市民ニーズに対応した多様で魅力ある学びの場の提供により、市民一人一人の個性を伸ばし高められる「主体的な学び」の実現を図ります。	①子育て・親子支援の充実 【生涯学習課】	<ul style="list-style-type: none"> □ 子育て・親子支援として、育児に関する基礎的な知識や技術に関する学習機会を提供する。 □ 親子のふれあい、学び（子育て・発達・遊び・健康・食育等）、リフレッシュなど、地域課題や市民ニーズに柔軟に対応した学習プログラムづくりに取り組む。また、大学等の出前講座・連携講座を積極的に取り入れる。 □ 記念協力団体や地域住民を対象とした「子育て支援・理解」を目的とする講座を開催するとともに、子育て世代の人も自らが支援者となり得る機会を提供（家庭教育学級の企画・運営への参加や託児体験等）することで、地域全体で子育てを支援する意識醸成を図る。
	②青少年体験・チャレンジ活動の充実 【生涯学習課】	<ul style="list-style-type: none"> □ 子供が主体的に取り組めるプログラムづくりに努める。 □ ふるさとのよさに気づき、ふるさとを愛する心の育みにつながる「自然」「歴史」「文化」「食」等をテーマとした体験プログラムの実施に努める。
	③生涯学習奨励員活動支援の充実 【生涯学習課】	<ul style="list-style-type: none"> □ 生涯学習奨励員活動推進のための研修を開催し、社会教育に関する見識を深めることで、奨励員活動の広がりや社会教育への意識醸成を図る。 □ 生涯学習実践研究会等の開催により、活動の成果を地域に広く周知するとともに、奨励員同士の交流を深めることで、情報交換や活動の充実を促進する。

施策の柱	施策の目標	事業概要
	<p>④自主学習グループ活動支援の充実 【生涯学習課】</p>	<ul style="list-style-type: none"> □ 自主学習グループの活動支援や立ち上げにつながる講座を開催する。 □ 会員増や活動の活性化につながる取組（サークル見学・体験月間等）を行い、グループの継続的活動の支援を行う。
	<p>⑤学び合い、人権、地域ふれあいの充実 【生涯学習課】</p>	<p><学び合い></p> <ul style="list-style-type: none"> □ 健康、食育、環境、安全安心など、地域課題やニーズを捉え、市民の心豊かな生活に資する内容の講座を開催する。 <p><人権></p> <ul style="list-style-type: none"> □ 部落差別をはじめとした多様な人権問題の解決に向け、市民一人一人が人権の意義や重要性について正しい知識や人権感覚を身につけられるよう、公民館報等での周知啓発や人権教育講座の開催等の取組みを進める。 <p><地域ふれあい></p> <ul style="list-style-type: none"> □ 異世代・多世代交流により、お互いの人権や個性を尊重しながら様々な人との関わりの中で社会性を高める支援を行う。 □ 地域団体・企業・教育機関等との連携により、歴史・文化・産業・伝統伝承等の地域特性を活かした事業や講座を開催し、地域交流を図る。 □ 文化祭や地域行事など、地域活動の支援を行う。
<p>(2) 公民館・コミュニティセンターの充実</p> <p>公民館やコミュニティセンターが「社会教育の拠点」として、個の学びの成果を社会へ還元できる仕組みづくりを行います。また多様な主体が連携・協働し、地域と交流することを通して、市民</p>	<p>①公民館における社会教育事業の充実 【生涯学習課】</p>	<ul style="list-style-type: none"> □ 個の学びの成果を地域へ還元する仕組みづくりを行う。 □ 地域・家庭・NPO・学校・企業などの様々な学びの主体と連携・協働した仕組みづくりの推進と充実を図る。 □ 市民が主体的に学ぶことができる学習機会の提供や様々な人が関わる地域交流の場としての環境づくりに努める。 □ 多様性のあるテーマや視点を持った社会教育事業を展開して、ダイバーシティを進

施策の柱	施策の目標	事業概要
の生涯活躍できる力を育むとともに、ダイバーシティを推進していきます。 ※ダイバーシティとは、多様な人材を積極的に活用・育成しようという考え方		<p>める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 地域資源や各地区の取り組みを可視化した概念図（コミュニティデザイン）を充実させ、講座開設に活用する。
	<p>② コミュニティセンターにおける社会教育事業の充実 【生涯学習課】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ コミュニティセンターが「地域社会における社会教育の拠点」となるよう社会教育事業の一層の充実に取り組む。 ○ 地域性や施設の特徴を活かした各コミュニティセンターでの社会教育事業が実施できるよう支援する。 ○ 地域・指定管理者・地域担当専門員と連携・協働し、コミュニティセンターでの社会教育事業を円滑に推進する。
	<p>③ 職員研修の充実 【生涯学習課】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 公民館及びコミュニティセンターの職員を対象とした各種研修の実施により、職員の意識向上の醸成を図る。 <公民館> ○ 公民館職員で構成する研修運営委員会が企画・運営する「初任者研修」や、「事業別研修」、「実績発表会」等の計画的な実施により、職員の資質向上やコーディネート力の向上を図る。 ○ 事業や運営上の課題に対応するため、必要に応じ職員で構成する組織を立ち上げ、協議・情報共有を図る。 ○ 社会教育主事資格の取得や専門講座への参加、県や近隣自治体等との連携等により公民館職員の「専門性」を高め、社会教育事業の充実を図る。 ○ ノーツのデータベースを活用した情報共有システム「ひらめきへの扉」を活用し、公民館相互の情報共有を積極的に進める。

施策の柱	施策の目標	事業概要
		<p><コミュニティセンター></p> <ul style="list-style-type: none"> □ 地域社会における社会教育の拠点となる コミュニティセンターとして、職員の社会教育事業に対する意識醸成を図るため、計画的で実践的な研修を実施する。
<p>(3) 地域の担い手の育成と活用</p> <p>ふるさとを愛し未来を拓く人材を地域で育み、それぞれの個性や特技を活かし融合させることにより、新たな価値を創りだす「地域の担い手」づくりをともに育みます。</p>	<p>①学びの成果の地域還元 【生涯学習課】</p> <p>②地域の人材育成と活用 【生涯学習課】</p>	<ul style="list-style-type: none"> □ 個の学びやその学習成果を地域に還元できる仕組みづくりに取り組む。 □ 学びを通して自己実現と社会参画への意欲の喚起を促し、地域へ還元できる機会の提供に努める。 <ul style="list-style-type: none"> □ ふるさとを愛し、未来を拓く人材を地域で育てるため、学習活動の成果を地域へ還元できる機会や活躍できる場を設け、新たな価値を創りだす地域の担い手づくりを支援する。 □ 地域の人材が公民館事業の企画・運営に携わる機会を増やすなど、自己有用感を高めることで、地域の担い手の育成に努める。 □ 公民館講座等でボランティア団体と連携・協働し、社会教育事業の充実及びボランティア活動の活性化支援を行う。 □ 出前講座の市民講師の利用促進により、市民の主体的なボランティア活動の奨励を図る。